

佐賀県議会告示第一号

佐賀県議会事務局規程（昭和三十六年佐賀県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県議会議長 石 井 秀 夫

第二十六条を次のように改める。

（文書の管理）

第二十六条 文書の管理については、この規程に定めるもののほか、佐賀県文書規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号）の規定（同規程第四十五条第二項、第四十七条第二項及び第四十九条の規定を除く。）の例による。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。